

商品概要説明書

J A山口県

【保証会社：協同住宅ローン株式会社】用

商品名	J A多目的ローン
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。 ○前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。 （他金融機関からお借入中の各種ローンお借換資金とお借換えに伴う諸費用についても対応可能です。） ただし、負債整理資金、事業資金等は除きます。
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とし、1 か月単位とします。 ただし、お借換えの場合は、現在お借入中のローンの残存期間内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（当 J A で定めるパーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年 1.2% の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。

返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、または特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6か月ごとの特定月に増額して返済する）。また、特定月増額返済による増額返済部分は、貸付額の50%以内とし1万円単位とします。 ○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。								
担保	○不要です。								
保証人	○当J Aが指定する保証機関（協同住宅ローン株式会社）の保証をご利用いただきますので、保証人は不要です。								
団体信用生命共済	○ご希望により当J A所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済</th><th>加算利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年0.50%</td></tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年0.50%</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年0.60%</td></tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年0.50%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.50%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.60%
団体信用生命共済	加算利率								
団体信用生命共済（特約なし）	年0.50%								
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.50%								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.60%								
9大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 ①長期継続入院特約なし・・・年0.80% ②長期継続入院特約付・・・年0.85%								
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合（他行借換）…33,000円 ②一部繰上返済の場合…11,000円（ネットバンクによる一部繰上返済は無料） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は1,100円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。								
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店（所）または金融部（電話：083-976-6844）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。								

また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。

○紛争解決措置

外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A金融部または J Aバンク相談所にお申し出ください。

【山口県弁護士会仲裁センター】

電話：083-922-0087

【広島弁護士会仲裁センター】

電話：082-225-1600

【福岡県弁護士会紛争解決センター】

（北九州）電話：093-561-0360

（福岡）電話：092-791-1840

（久留米）電話：0942-30-0144

【東京弁護士会紛争解決センター】

電話：03-3581-0031

【第一東京弁護士会仲裁センター】

電話：03-3595-8588

【第二東京弁護士会仲裁センター】

電話：03-3581-2249

【民間総合調停センター】

（大阪府）（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。）

「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。
- ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。

なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。」

その他	○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要になります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、1,100 円の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。
-----	---

(2025 年 9 月 13 日現在)

- (注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計 2 種類から選択します。
- 2 返済方法は、「毎月返済方式」、「特定月増額返済方式」の計 2 種類から選択します。